

# I はじめに

本方針は、次代を担う子どもたち一人ひとりの個性やよさを大切に育てるため、「地域」「家庭」「学校」「行政」「民間団体」「企業」「大学」などそれぞれの立場、役割を自覚しながら、連携・協力し合っ  
て、豊かなスポーツ・文化芸術等活動を実現するための考え方や取組の方向性を示すものである。

中学生のスポーツ・文化芸術等の環境をめぐる状況は、県内においても地域によって異なるため、学校部活動の地域連携や地域移行の在り方、そして、その環境整備の方法などは、地域の実情に応じて多様な方法が考えられる。

このため、本県では、学校部活動の地域連携や地域移行について、達成までの道筋を一律に定めず、地域の実情に応じて、段階的且つ柔軟に取り組んでいくことを基本的な考え方としている。

こうした各地域における連携・協力の取組が進めば、子どもたちにとってより豊かなスポーツ・文化芸術等活動の機会が増え、その関わりの中で視野が広がり、内面的にも成長していくと考える。

中学生の地域スポーツ・文化芸術等の活動イメージ



## 1 方針策定の経緯・趣旨

- 部活動は、学校教育の一環として、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担うとともに、生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- しかし、少子化の進展により、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、必ずしも専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっている。
- こうした中、国は、休日の部活動を段階的に地域へ移行することとし、「部活動の地域移行に関する検討会議」からの提言を踏まえ、平成30年に策定したスポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）として令和4年12月に全面改定した。
- 国のガイドラインの「I 学校部活動」（以下「I章」という。）は、中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中等部含む）及び高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部含む）を対象とし、II以降の各章は、公立の中学校を主な対象としている。県は、I章に相当する内容については、平成30年に「神奈川県部活動の在り方に関する方針」（以下「県方針」という。）として定めていることから、国のガイドラインの改定を踏まえ、県方針の一部を改定した。
- 一方、国のガイドラインのうち、II以降の各章は、中学校の部活動の地域移行を円滑に進めるために必要な対応に関し、国の考え方を示したものである。県としても、生徒がスポーツ・文化芸術等の活動に継続して親しめる環境の整備に向けた考え方や対応の方向性を示し、円滑に取り組を進めていく必要があることから、新たに「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針」を策定するものである。
- 方針策定に当たり、各市町村において、地域移行の取組を進める際の参考になるよう、地域移行に向けた県、市町村・学校、地域クラブそれぞれの役割分担や取組の方向性を示す「本編」と、具体的な県内の取組事例を類型化して取りまとめる「実践事例集」で構成することとした。

## 2 方針の性格

- 本方針は、国のガイドラインを踏まえ、学校部活動の地域移行を進めるに当たり、生徒にとって、望ましいスポーツ・文化芸術等の活動環境となるよう、その整備に向けた当面の間の考え方や対応の方向性を示すものである。
- 本方針は、当面、国が示した令和5年度から令和7年度までの3年間の改革推進期間を対象とする。
- 本方針について、国の動向や改革推進期間における取組の進捗状況等を勘案し、改革推進期間終了後、適宜必要な見直しを行うこととする。

## 3 方針の対象

本方針は、公立中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中等部を含む。以下同じ。）の生徒の学校部活動（合同部活動及び拠点校部活動含む）及び地域クラブ活動を主な対象とする。国立及び私立学校については、本方針を参考にしつつ、学校等の実情に応じて取り組むことが望ましい。

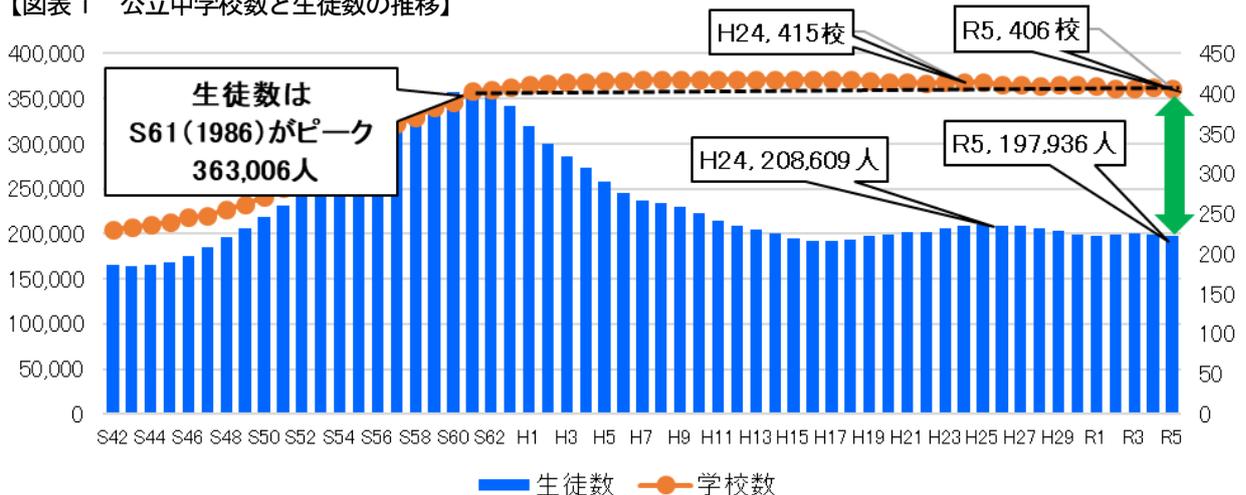
## Ⅱ 県内の公立中学校における部活動を取り巻く状況

### 1 少子化の進行状況とその影響

#### (1) 学校数、生徒数、部活動数等の推移

- 少子化の進展により、県内の公立中学校等の生徒数は、昭和61年の約36万人をピークに減少している。(図表1)
- 県内の公立中学校の学校数は、生徒数の増加に伴い増えたが、生徒数が減少してもその数は大きく減少していないため、学校の規模は小さくなっている。(図表1)
- 平成24年から令和5年までの11年間で、生徒数は約10,600人減少しており、(図表1) 県全体では2校に1校で1つの部活動が廃止されている。(図表2)
- 団体競技では、チーム編制ができないなどの理由から、日常の練習や大会参加を他校と一緒に行う「合同部活動」を実施する学校が増加傾向にある。(図表3、図表4)

【図表1 公立中学校数と生徒数の推移】



(出典：県教育委員会「学校統計要覧」、R5は「公立小・中学校等の児童・生徒数、学級数、教職員数及び公立高等学校等(全日制・定時制)の生徒数、学級数の調査」)

【図表2 ブロック地区別中学校部活動数、入部者数の変化 [平成24年度と令和5年度との比較]】

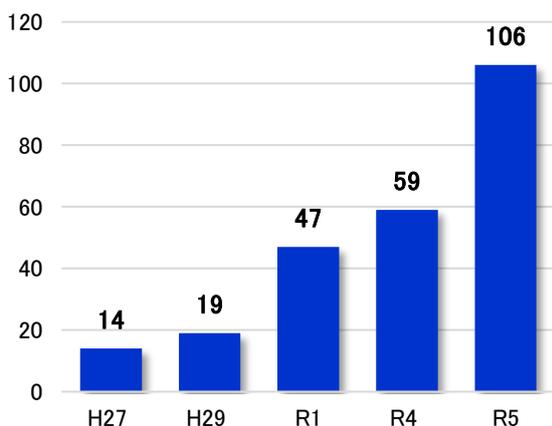
学校数		横浜	川崎	相模原	横須賀	湘南	中	県央	県西	全体	
H24	415	部活動数	1,958	836	487	442	545	422	558	305	5,553
		1校当たりの部活動数	13.2	16.4	13.2	13.8	12.4	13.2	12.7	12.2	13.4
		1部当たりの部員数	25.4	23.4	23.7	20.4	23.7	22.6	24.7	19.9	23.8
R5	406	部活動数	1,911	822	462	411	547	417	528	242	5,340
		1校当たりの部活動数	13.0	15.8	12.5	12.8	12.2	12.3	12.0	11.0	12.9
		1部当たりの部員数	24.1	22.8	23.7	19.3	24.0	21.4	23.1	21.1	23.0

※ 三浦市・葉山町は横須賀ブロックに含まれる。

※ 部活動数は、同一競技で男女別で部を設置していない場合も、男女それぞれで計上した合計数。

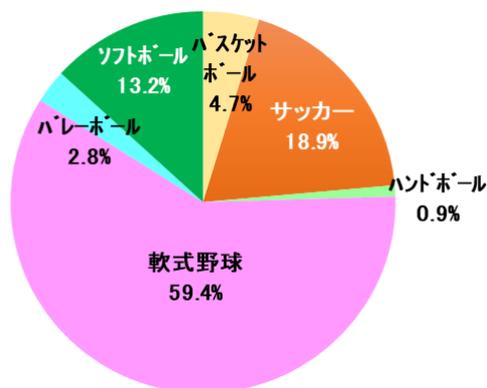
(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」)

【図表3 合同部活動実施校数の推移】



(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」)

【図表4 合同部活動を実施する部活動の割合】



(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」/令和5年度)

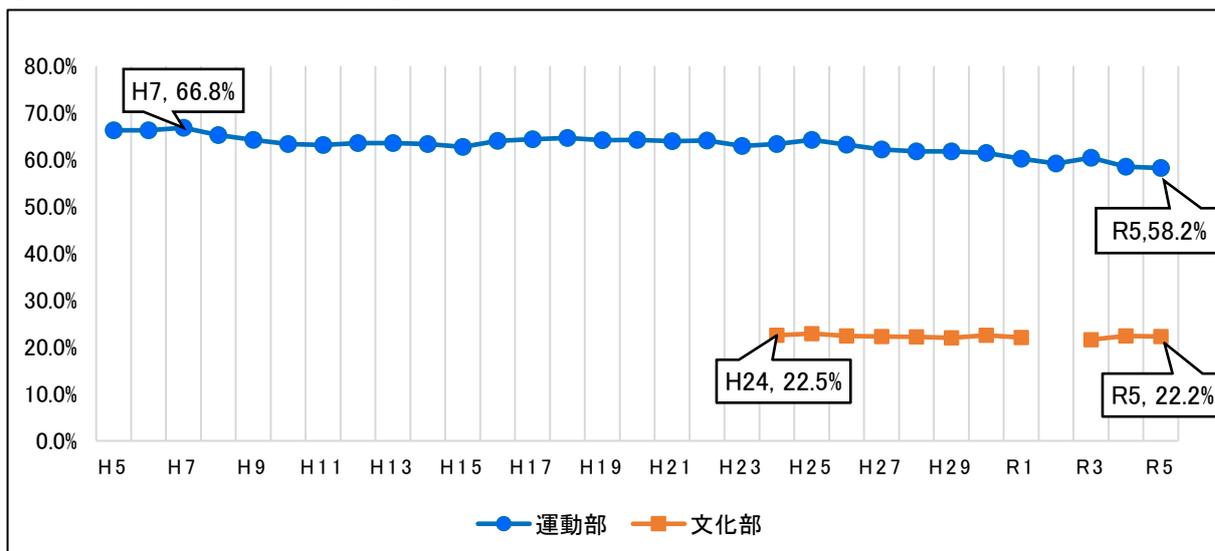
## 課題

- 各学校に設置されている部活動数が減ったことで、入りたい部活動が学校にないなど、生徒の部活動の選択肢が狭まり、多様な生徒のニーズに対応できなくなっていることが考えられる。
- 部員数不足で自校の生徒だけの活動に支障が生じている部活動がある学校については、生徒が継続的に活動できる環境を整えていく必要がある。

### (2) 生徒のニーズと教員の負担感

- 県内公立中学校における運動部活動の加入率は、平成7年度の66.8%をピークに緩やかに減少している。一方、文化部活動の加入率はほぼ横ばいとなっている。(図表5)
- 各公立中学校では、運動部活動、文化部活動ともに多岐にわたる部活動が設置されており、部活動に加入している生徒の約7割が運動部活動、約3割が文化部活動に加入している。(図表6、7)
- 本県の中学生について、「友達と楽しく活動する(32.7%)」ことを部活動の目的として加入している生徒の割合が最も多い。次いで、「体力・技術を向上させる(22.4%)」「大会・コンクール等でよい成績を収める(17.8%)」の順に高い。(図表8)
- 公立中学校の運動部・文化部活動の顧問教員は、部活動を指導する上で、長時間勤務を含めた「勤務時間(50.9%)」、生徒のニーズに応える「技術指導(32.6%)」、休日に実施されることが多い「大会・コンクール引率(29.7%)」の順に、負担感を感じている割合が多い。(図表9)
- 公立中学校の運動部活動顧問教員のうち、4割以上が競技経験のない部活動の指導を行っている。(図表10)
- 公立中学校教員の1週間当たりの平均在校等時間は、いずれの職種も減少しているが、総括教諭及び教諭では、時間外在校等時間が約21時間となっている。(図表11)
- 公立中学校教員の部活動指導に係る勤務時間は、勤務日は38分だが、週休日・休日は2時間22分と長時間となっている。(図表12)

【図表5 部活動加入率の年次推移】



(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」)

【図表6 運動部及び文化部の設置数】

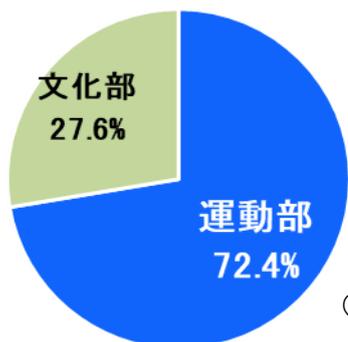
運動部	部活動数	
	男子	女子
バスケットボール	385	391
陸上競技	336	333
ソフトテニス	278	317
卓球	282	257
バレーボール	130	345
バドミントン	214	250
剣道	220	218
サッカー	374	1
軟式野球	364	0
水泳競技	96	96
柔道	79	71
ソフトボール	3	108
ハンドボール	48	41
硬式テニス	16	19
体操競技	10	11
新体操	0	11
ダンス	7	14
相撲	4	0
弓道	2	2
ラグビーフットボール	1	0
空手	0	1
山岳	1	1
バトントワリング	1	2
合計	2,851	2,489

(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」/  
令和5年度)

文化部	部活動数
美術・工芸	392
吹奏楽部	378
演劇	113
自然科学	96
パソコン	79
合唱	63
調理	60
茶道	51
将棋	30
華道	22
文芸	22
囲碁	21
書道	14
放送	14
写真	13
ボランティア	11
漫画・アニメ	8
日本音楽	6
総合文化	5
器楽・管弦楽	4
軽音楽	4
マーチング・バトントワリング	3
小倉百人一首かるた	1
合計	1,410

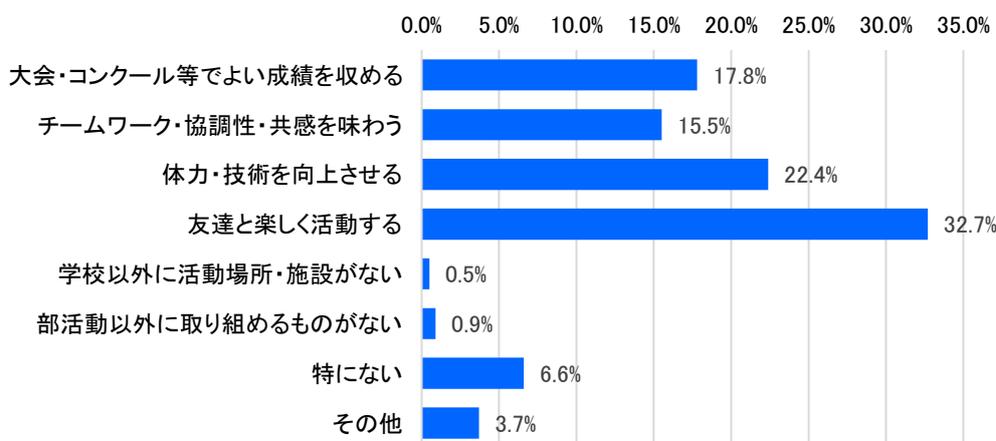
(出典：県教育委員会「令和4年度の文化部活動の実態調査について」/令和4年度)  
※ 照会を行った部のみ掲載。また、市町村立中学校の文化部のみ抜粋

【図表7 運動部と文化部の加入人数の割合】



(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」/令和5年度)

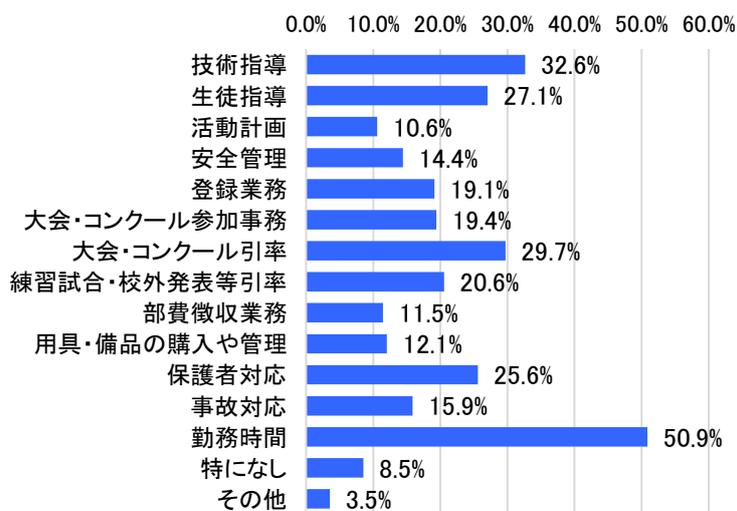
【図表8 部活動に所属している最大の目的】



(出典：県教育委員会「中学校・高等学校生徒のスポーツ・文化活動に関する調査」/令和3年度)

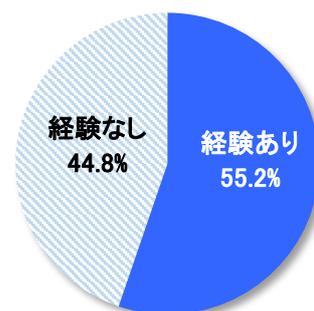
【図表9 部活動を指導する上で負担に感じていること】

(3つまで回答可)



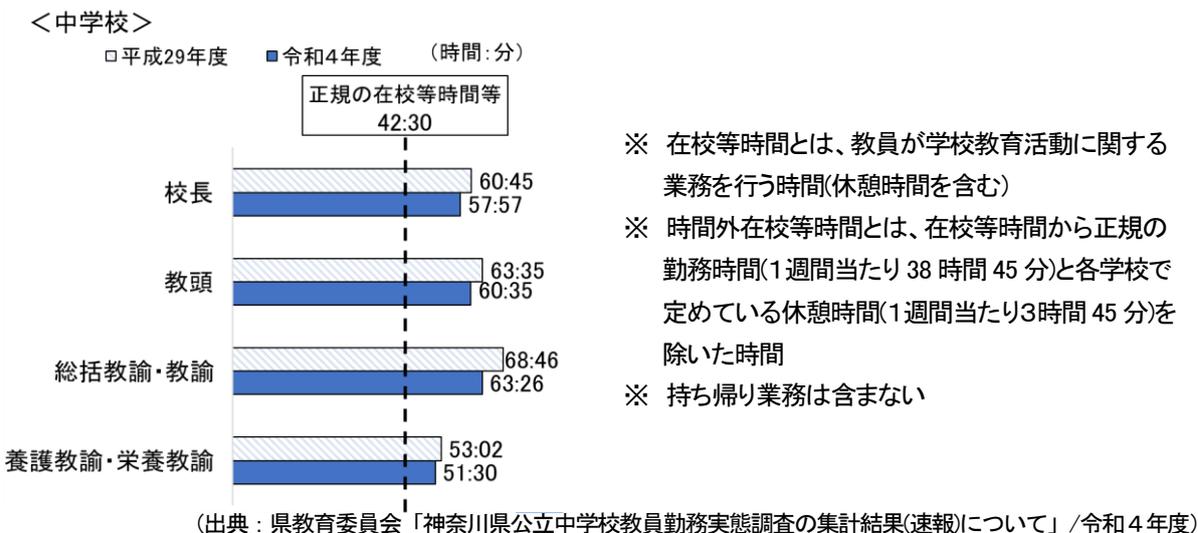
(出典：県教育委員会「中学校・高等学校生徒のスポーツ・文化活動に関する調査」/令和3年度)

【図表10 顧問教員の競技経験】



(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」/令和5年度7月時点)

【図表 11 1週間当たりの平均在校等時間】



【図表 12 教員一人当たりの業務内容別の在校等時間】

＜中学校＞

業務内容	勤務日	週休日・休日
児童・生徒の指導	9:19	2:59
うち部活動	0:38	2:22
学校運営にかかわる業務	1:15	0:07
外部対応	0:12	0:00
校外	0:16	0:01
その他	0:06	0:02

(出典：県教育委員会「神奈川県公立学校教員勤務実態調査の集計結果(速報)について」/令和4年度)

## 課 題

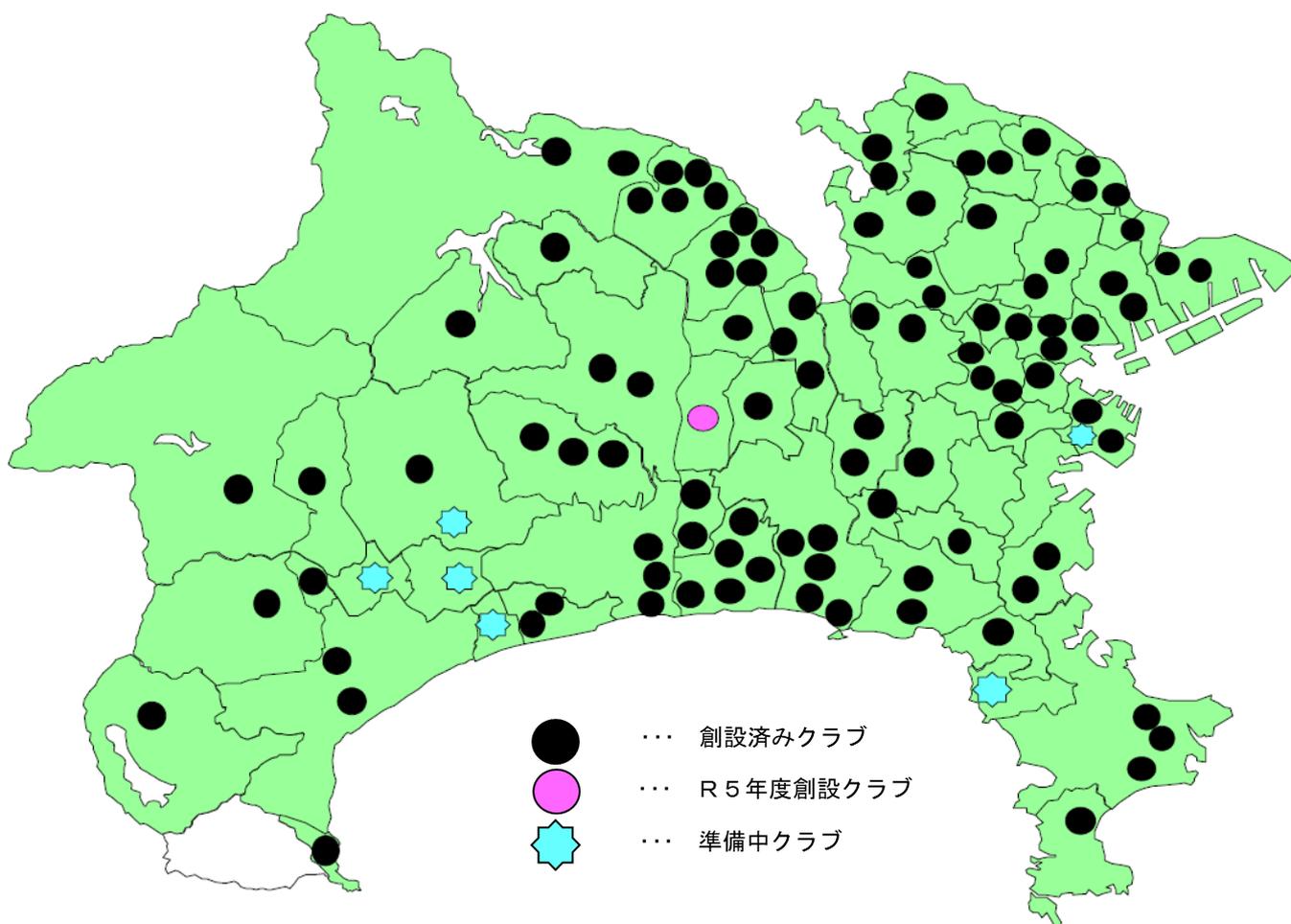
- 同じ部活動の中でも、競技志向が強い生徒とエンジョイ志向が強い生徒が混在していることが考えられ、顧問教員には、それぞれの目的に見合う指導が求められている。
- 運動部、文化部ともに多岐にわたる種目等が設置されており、これらに対応できる多様な外部人材の確保が課題である。
- 競技志向の強い生徒には、専門的な指導が受けられるよう、また、指導経験のない顧問教員の負担軽減を図るよう、学校における顧問決定に当たっては、教員の意向や事情等を十分勘案するとともに、部活動指導員など外部人材の活用を積極的に進めていく必要がある。
- 顧問教員は、部活動の指導に係る長時間勤務や休日勤務を含めた勤務時間について負担を感じていることから、休日の部活動指導や、大会、コンクール等の引率に、必ずしも教員が従事しない体制づくりが必要である。

## 2 県内のスポーツ団体、指導者、活動場所等の状況

### (1) 県内の総合型地域スポーツクラブの状況

- 県内における総合型地域スポーツクラブ<sup>1</sup>の数は、創設済みが100箇所、創設準備中が6箇所であり、合計32自治体で総合型地域スポーツクラブが創設されている。(図表13)
- 総合型地域スポーツクラブにおいては、中学校の部活動で行われる種目だけでなく、多様なスポーツ活動が行われている。一方で、1つのクラブで行っている種目数は、5種目未満のクラブが半数以上となっている。また、県内のほぼ全域で5種目未満のクラブの割合が高くなっており、種目別に見るとサッカーやバスケットボールを行っているクラブが比較的多い。(図表14、15)

【図表13 県内の総合型地域スポーツクラブの設置状況】



(出典：県スポーツセンター調べ/令和5年8月時点)

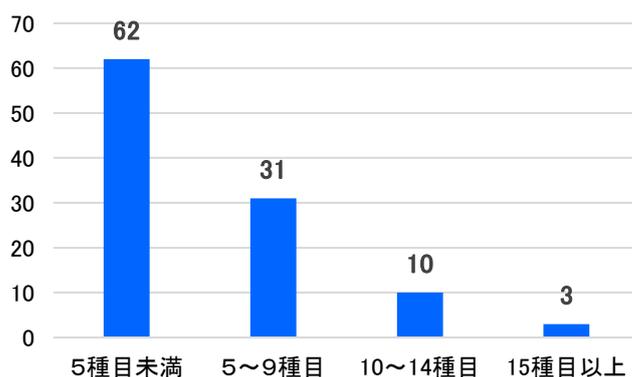
<sup>1</sup> 総合型地域スポーツクラブ：人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブとして、平成7年度から育成が開始された。

【図表 14 県内の総合型地域スポーツクラブで行われている主な種目】

20 以上のクラブで行われている種目	健康体操、サッカー、バスケットボール、ヨガ、体操（器械体操・新体操・トランポリン）、バドミントン、フットサル
10 以上のクラブで行われている種目	ウォーキング（ノルディック・ウォーキング等を含む）、ダンス（ジャズダンス・社交ダンス・フォークダンス・民謡踊り等を含む）、バレーボール、陸上競技、エアロビクス、グラウンドゴルフ、卓球、テニス、フィットネストレーニング、野球、ソフトテニス
10 未満のクラブで行われている種目	インディアカ、親子リトミック、カヌー、空手、キンボール、剣道、3B体操、水泳、スキー、スポーツ吹矢、ソフトバレーボール、ソフトボール、太極拳、ターゲット・バードゴルフ、登山・クライミング、ドッジボール、バウンドテニス、パラスポーツ（ボッチャ等）、パークゴルフ、ビーチバレー、フラダンス、ペタンク、ボウリング、ラグビーフットボール、ランニング（ジョギング）、その他

（出典：県スポーツ課調べ/令和5年8月時点）

【図表 15 活動種目数別総合型地域スポーツクラブ数】



（出典：県スポーツ課調べ/令和5年8月時点）

## （2）県内のスポーツ少年団の状況

- 県内におけるスポーツ少年団<sup>2</sup>の数は、令和5年2月時点で合計団数は332、団員数は6,826人であり、うち男子が4,652人、女子が2,174人で男子の団員が多い。（図表16、17）
- スポーツ少年団の活動は、主に地域の小・中学校や公共スポーツ施設等で行われている。

【図表 16 県内のスポーツ少年団の登録状況】

団数	団員数		
	男子	女子	計
332	4,652	2,174	6,826

（出典：公益財団法人神奈川県スポーツ協会「令和4年度 日本スポーツ少年団登録（市町別：団数、団員数、指導者数、役員・スタッフ数）」/令和5年2月1日時点）

<sup>2</sup> スポーツ少年団：青少年の健全育成を目的とし、地域社会で幅広いスポーツ活動を行う集団であり、幼児から高校生まで加入することができる。2020年時点では中学生以上の団員の登録数は全国で約7万5千人。

【図表 17 県内市町村別のスポーツ少年団の登録状況】

No.	市町村	団数、指導者、役員・スタッフ					団員数	
		団数	指導者	(内、JSPO公認指導者)	役員・スタッフ	計	全体	
1	横浜市	28	82	(42)	59	141	498	
2	川崎市	36	96	(33)	37	133	670	
3	相模原市	40	134	(51)	39	173	626	
4	横須賀市	27	79	(23)	45	124	536	
5	平塚市	5	20	(9)	6	26	56	
6	鎌倉市	2	7	(2)	2	9	47	
7	藤沢市	55	180	(54)	66	246	1,391	
8	小田原市	13	60	(29)	35	95	241	
9	茅ヶ崎市	23	115	(15)	81	196	730	
10	逗子市	7	31	(7)	13	44	136	
11	三浦市	1	2	0	3	5	5	
12	秦野市	9	43	(10)	31	74	177	
13	厚木市	13	48	(21)	30	78	232	
14	大和市	13	66	(9)	31	97	199	
15	伊勢原市	15	69	(13)	25	94	400	
16	海老名市	6	19	(7)	7	26	136	
17	座間市	12	90	(19)	36	126	287	
18	綾瀬市	4	17	(6)	2	19	75	
19	寒川町	9	34	(23)	8	42	155	
20	大磯町	3	6	0	4	10	70	
21	湯河原町	4	9	(3)	6	15	79	
22	愛川町	6	13	(6)	0	13	58	
-	未設置(葉山町)	1	4	(3)	0	4	22	
合計		332	1,224	(385)	566	1,790	6,826	
令和3年度		342	1,261	(222)	643	1,904	6,940	
増減		-10	-37	163	-77	-114	-114	

(出典：公益財団法人神奈川県スポーツ協会「令和4年度 日本スポーツ少年団登録（市町村別：団数、団員数、指導者数、役員・スタッフ数）」/令和5年2月1日時点)

(3) 県内のスポーツ指導者数の状況

■ 県内の日本スポーツ協会公認スポーツ指導者<sup>3</sup>登録者数は11,647人、うちスポーツ指導者基礎資格登録者は497人、競技別指導者資格登録者は9,365人である。(図表18)

【図表 18 県内の公認スポーツ指導者資格保持者】

総数	スポーツ指導者基礎資格 コーチングアシスタント	競技別指導者資格											その他資格		
		合計	小計	スタートコーチ			小計	コーチ				小計		教師	
				スポーツ少年団	教員免許所持者	競技別		コーチ1	コーチ2	コーチ3	コーチ4			教師	上級教師
11,647	497	9,365	170	125	14	31	8,896	6,198	637	1,547	514	299	232	67	1,785

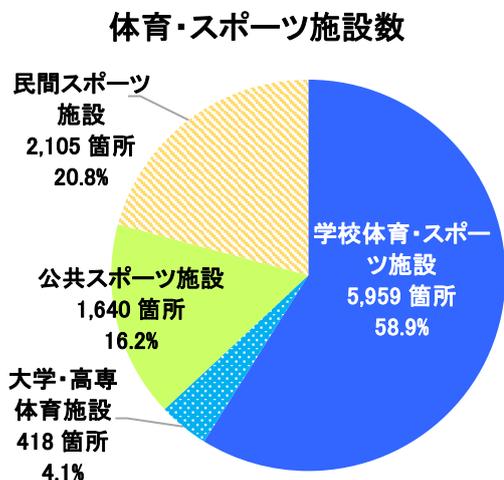
(出典：公益財団法人日本スポーツ協会「公認スポーツ指導者認定者数都道府県別一覧」/令和4年10月1日時点)

<sup>3</sup> 公認スポーツ指導者：スポーツの価値やスポーツの未来への責任を自覚し、プレーヤーズセンタードの考え方のもとに暴力やハラスメントなどあらゆる反倫理的行為を排除し、常に自らも学び続けながらプレーヤーの成長を支援することを通して、豊かなスポーツ文化の創造やスポーツの社会的価値を高めることに貢献できる者

#### (4) 県内の体育・スポーツ施設の状況

- 県内の体育・スポーツ施設の約6割は、学校の体育・スポーツ施設が占めている。県内中学校の部活動数と比べても、学校以外の施設数は十分とは言えない状況である。(図表 19)

【図表 19 県内の体育・スポーツ施設の設置状況】



総数	学校体育・スポーツ施設					大学・高専体育施設	公共スポーツ施設			民間スポーツ施設
	計	小学校	中学校	高等学校等	専修・各種学校		計	公立社会教育施設に付帯するスポーツ施設	社会体育施設	
10,122	5,959	2,535	1,697	1,667	60	418	1,640	55	1,585	2,105

(出典：政府統計ポータルサイト e-Stat 「令和3年度体育・スポーツ施設現況調査」内のデータを集計)

#### (5) 県内の公民館・文化施設の状況

- 各地域における文化芸術等活動が実施可能な公民館などは、県内中学校の部活動数に対して少ない。(図表 20、21)

【図表 20 公民館及び類似施設の設置状況】

	計
公民館	156
類似施設	139

※「公民館」は社会教育法第21条に該当する施設

(出典：神奈川県公民館連絡協議会「市町村立公民館及び類似施設の設置状況の調査結果/令和4年度」)

【図表 21 県内の劇場、音楽堂等数】

	計	県施設	市町村施設	民間施設
劇場、音楽堂数*	71	4	62	5
下段は指定管理施設内数	57	4	53	—

※ 地方公共団体、独立行政法人及び公益法人・営利法人等が設置する劇場、市民会館、文化センター等で音楽、演劇、舞踊等主として舞台芸術のための固定席数 300 席以上のホールを持つ施設

(出典：文部科学省令和 3 年度社会教育調査/令和 3 年 10 月 1 日現在)

## (6) 地域学校協働活動<sup>4</sup>の状況

- 各市町村においては、学校運営等にかかる支援などの地域学校協働活動が行われているが、地域学校協働活動の一環として、スポーツ・文化芸術等活動の支援を実施しているのは一部の中学校にとどまっている。

## 課題

- 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団については、クラブが設置されていない自治体があるなど、市町村の団体数には偏りがある。また、団体ごとに規模が異なり、総合型地域スポーツクラブでは、活動種目数が5種目未満のクラブが半数以上となっている。
- 県内の公認スポーツ指導者資格登録者について、地域クラブや学校部活動の指導に携わることができる人材を確保することが課題である。
- スポーツ・文化施設ともに、県内中学校の部活動数と比べて、学校以外の施設は十分ではないため、地域クラブ活動の拠点においても、多くのクラブが学校施設を利用することが想定される。

<sup>4</sup> 地域学校協働活動：地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動